# 令和3年 第10回浅口市農業委員会議事録

令和3年9月15日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

## 招集委員は次のとおり

		農地利用最適化推進委員13名									
議席番号	氏			名	出欠	担当区域	氏			名	出欠
1	大	橋	繁	雄	出	金光1	原	田	恒	明	出
2	渡	邊	清	志	出	金光2	藤	丘	廣	志	出
3	友	田	陽	勝	出	金光2	安	田	文	彦	出
5	古	Ш	秀	昭	出	金光3	友	田	_	美	出
6	佐	藤	和	博	出	金光3	菰	П	清	司	出
7	柚	木	栄	蔵	出	鴨方1	业	Ш	孝	之	出
8	虫	明	祝	典	出	鴨方1	杉	本	正	彦	出
9	虫	明	伸	吾	出	鴨方2	横	Щ	栄	治	出
1 0	Щ	下	康	朗	出	鴨方2	西	Щ	富	雄	出
1 1	渡	邊		豊	出	鴨方3	高	井	基	次	出
1 2	梶	原	めく	ぐみ	出	鴨方3	山	下	眞	治	出
1 3	岡	田	直	樹	出	寄島1	村	上	宏-	一郎	出
	-				•	寄島2	大	島	明	敏	出

## 事務局

局長 畝山 善生 書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

## 日程第3 議事

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第33号 農用地利用集積計画について

#### 日程第4 報告事項

報告第20号 形状変更届について

## 日程第5 その他

次回の委員会(令和3年10月15日(金))

開会(午後1時30分)

議長

これより令和3年第10回浅口市農業委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員は12名で、定足数に達しております。また、推進委員は13 名であります。

ここで、私から皆様に申し上げます。ご承知のとおり、岡山県においては9月30 日まで新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置要請期間であります。これに 伴い、前回に引き続きまして会議時間短縮のため、本日の会議も委員からの補足説明 は座ったままで行います。事務局説明は簡潔に行うことといたしたいと思います。ご 異議ありませんか。

委 員

異議なし声

議長

それでは、会議時間短縮にご協力をお願いします。

また、発言がある場合は番号と名前をお願いいたします。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議長において6番佐藤委員、7番柚木委員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委 員

異議なし声

議長

異議なしと認め、会期を本日1日とします。

日程第3、議事に移ります。

議案第31号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

581番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書は2ページになります。

議案第31号農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)。令和3年9月15日提出。

番号581、土地の所在地、金光町占見。田。828平方メートル。

譲受人は、金光町占見、73歳、農業。譲渡し人は、金光町占見、77歳、無職。 譲受け理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議長

次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委 員

2番渡邊です。地図では1ページ目の地図になります。

この案件は、金光町占見金地池の南西約200メートルのところにあります。所有者が労力不足ということで、このたび近隣の方が譲り受けるということです。耕作実績も豊富にありまして、特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員

なし声

議長

質疑なしと認めます。

それでは、581番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、585番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号585、土地の所在地、鴨方町地頭上。田。405平方メートル。

譲受人は、鴨方町鴨方、60歳、会社員兼農業。譲渡し人は、鴨方町本庄、63歳、会社員兼農業。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。

委員 この物件は、地図で言うとNo.4の紙、鴨方東小学校の南、学校に通じるところにあります。現況を確認しましたら、全然問題ないと思います。審議のほどよろしく。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、585番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、586番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号586、土地の所在地、鴨方町六条院西。畑。115平方メートル。

譲受人は、高梁市成羽町、56歳、公務員兼農業。譲渡し人は、鴨方町六条院西、57歳、会社員兼農業。譲受け理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

譲受人は、取得に必要な条件を満たしていると考えられます。

議 長 次に、私から補足説明を行います。

位置図は5から6ページであります。

場所につきましては、向月公会堂という公会堂があるんですが、それより東に約50メートルのところに位置します。譲受人は高梁に住んでおりますが、もともとは向月地区の人でありまして、転勤のため高梁に住んでおり、土日ごとに地元へ帰って農業をしております。別に問題ないと思われますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

ただいま説明しました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、586番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第32号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

583番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は3ページになります。

議案第32号農地法第5条の規定による許可申請について(所有権移転)。令和3年9月15日提出。

土地の所在地は、いずれも金光町佐方です。

番号583-1、登記地目、田。現況地目、畑。71平方メートル。

譲渡し人は、金光町佐方、77歳、農業。

番号583-2、登記地目、田。現況地目、畑。528平方メートル。

譲渡し人は、金光町佐方、84歳、農業。

譲受人は、倉敷市玉島、66歳、無職ほか1名。転用目的は、一般住宅です。施設の概要は、居宅1棟100.50平方メートル、木造平家建て瓦ぶき、駐車場3台及び進入路を併設。全体面積599平方メートル、建蔽率22.67%。農地区分は第2種及び3種ですが、当該転用目的を達成できる他の土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は宅地です。

議長 次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。

委 員 地図のほうは7ページ、8ページになります。

該当の農地は、金光吉備小学校の西側五、六十メートルぐらいなところにあります。どちらも特には問題ないと思います。

なお、先月でしたかですかね、これの西側、605-3の西側のところが、3条の申請が同じ方でありましたということだけ付け加えておきます。特に問題はないと思います。

議 長│ ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議長「質疑なしと認めます。

それでは、583番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、584番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号 5 8 4、土地の所在地、金光町佐方。登記地目、田。現況地目、畑。1,575平方メートル。

譲受人は、倉敷市中島、造園工事等事業者。譲渡し人は、金光町佐方、77歳、農業。転用目的は、露天駐車場。施設の概要は、駐車場30台。農地区分は第3種で、一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。

委員 こちらのほうは、金光の2号線沿いにパーラージャンボというところの、ちょうど 2号線沿いの東側になります。これも旧パチンコ屋さんのあったところの土地で、現 状は特に耕作というか、畑ということでイチジクが植えられてるだけです。特に問題 はないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、584番の件についてご異議ありませんか。

委員 | 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、588番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号588、土地の所在地、金光町須恵。田。288平方メートル。

譲受人は、倉敷市玉島、29歳、会社員。譲渡し人は、金光町須恵、52歳、会社員。転用目的は、一般住宅です。施設の概要は、居宅1棟140.16平方メートル、木造2階建て瓦ぶき、建蔽率48.67%。農地区分は2種ですが、当該転用目的を達成できる他の土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は宅地です。

議 長 次に、同じく友田委員、補足説明をお願いします。

委員 こちらのほう、地図のほうは11ページ、12ページですが、場所に関しては、金 光吉備小学校の西側の道路、このままずっと上に上がったら遥南牧場ですかね、そち らにあがる途中の、西側から100メートルから200メートル上がったところで す。こちらのほうは譲渡し人の息子さんのほうがこちらに帰られて、うちを建てられ るというふうに聞いてます。特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、588番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、589番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号589、土地の所在地、鴨方町六条院西。田。489平方メートル。

譲受人は、笠岡市中央町、不動産事業者。譲渡し人は、倉敷白楽町、73歳、無職。転用目的は、商業用駐車場。施設の概要は、駐車場11台です。農地区分は第2種ですが、当該転用目的を達成できる他の土地はありません。一般基準上も問題がなく、許可要件を満たしていると考えられます。

議 長| 次に、私から説明をいたします。

位置図については、13から14ページであります。

場所は、旧六条院西のJAがあった場所であります。そこは今現在コンビニになっておりまして、駐車場が狭いために職員駐車場を増設したいという申請であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

ただいま説明をいたしました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、589番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、587番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は4ページになります。

使用貸借権設定。

番号587、土地の所在地、鴨方町深田。畑。1,151平方メートル。

借受人は、鴨方町深田、82歳、無職。貸出人は、鴨方町深田、58歳、会社員兼農業。転用目的は、長屋建て住宅です。施設の概要は、長屋建て住宅1棟295.3 8平方メートル、駐輪場及び倉庫を併設。農地区分は第2種ですが、当該転用目的を達成できる他の土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は宅地です。

議長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委員 6番佐藤です。

地図は、15、16ページになります。

場所は、タカキベーカリーから北へ向いて、小坂西引野地区のほうへ向いて約800メートルぐらいのところで、ちょうど鴨方の町家公園の前の道を西へ向いたところの、その道と合流する十字路になりますが、その十字路から西へ約200メートルぐらい行ったところになります。貸出人、借受人、これは親子になります。お母さんがその前の畑を借りて建物を建てるということのようです。周りも住宅地でありますし、別に問題ないかと思います。ご審議よろしくお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、587番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第33号農用地利用集積計画についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 | 議案書は5ページになります。

議案第33号農用地利用集積計画について。令和3年9月15日提出。

説明をいたします。

今回の議案番号22番の1件となります。農業者年金の経営移譲年金特例対象農地 及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保 されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。

利用権設定を受ける者は1名、農地は2筆です。全て新規であり、いずれも農業経

営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

契約期間は3年以上6年未満、5年の1件であります。

続きまして、6ページへ移ります。

1の(1)地目別設定面積については、田785平方メートル、畑ゼロ平方メートル、計785平方メートルとなっております。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、承認することに決定をいたします。

日程第4、報告事項に移ります。

報告第20号形状変更届についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は7ページになります。

報告第20号形状変更届について。令和3年9月15日提出。

番号580、土地の所在地、金光町占見。田。554平方メートル。

申請人は、金光町占見、73歳、農業。変更理由は、田を畑にするため30センチの盛土をするものです。

番号582、土地の所在、金光町占見。田。284平方メートル。

申請人は、金光町占見、73歳、農業。変更理由は、田面を40センチ盛土するものでございます。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議 長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

日程第5、その他に移ります。

事務局から報告等がありましたらお願いをいたします。

事務局 ①農地の適正管理の指導・助言について

②農業委員・推進委員研修会について

③次回の委員会について

議 長 本日は以上で閉会といたします。本日ご苦労さまでした。

閉会(午後2時00分)